

## 工事書類簡素化要領（土木編）の改定内容について【参考資料】

### 1. 新規追加した項目

財政局技術監理部技術監理課が所管する「工事書類簡素化要領」（土木工事編）と簡素化内容の統一を図るため、これまで財政局のみに記載のあった下記項目について、今回新たに追加しました。

主な内容を記載していますが、詳細につきましては、本文をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

新規追加項目	主な内容
【簡素化－４】使用材料品質証明書	使用材料品質証明書の内容は、原則として出荷証明書、ミルシートとし、材料納入伝票は不要とする。
【簡素化－５】出来形管理写真	完成後、不可視となる出来形部分の写真管理については、監督職員（委託監督員含む）が臨場して段階確認した場合は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
【簡素化－６】安全訓練等の活動報告書	安全教育訓練実施資料は、実施状況の提示とし、具体的な実施内容の提出は不要とする。
【簡素化－７】工事打合簿	工事打合簿（※指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く。）について、電子メールにて提出を行うことができるものとする。
【簡素化－８】工程管理資料（実施工程表）	実施工程表は、受注者が円滑な工事の実施と、その統制を図るためのものであるため、監督職員への提出は必要とせず、提示とする。
【簡素化－９】建設業退職金共済制度 共済証紙の受払確認資料	共済証紙の受払に係る確認資料として提出及び提示が必要な書類について、明確化した。

### 2. 一部内容変更した項目

下記項目については、財政局技術監理部技術監理課が所管する「工事書類簡素化要領」（土木工事編）に文章表現を合わせておりますが、内容を変更するものではありません。

【徹底－１】施工体制台帳	【簡素化－１】工事写真整理帳
【徹底－２】材料承諾願	【簡素化－２】使用材料写真
【徹底－３】工事写真における添付図面	【簡素化－３】施工計画書

### 3. 内容変更なしの項目

下記項目については、内容の変更はありません。

【徹底－４】納入伝票・出荷証明書などの関係書類	【簡素化－１１】水道用資機材整理簿
【簡素化－１０】工事写真の撮影頻度・提出頻度	

### 4. 全体の様式変更

様式については、財政局技術監理部技術監理課が所管する「工事書類簡素化要領」（土木工事編）との統一を図るため、全体的に変更しております。